

市第34号議案

旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準  
に関する条例の一部改正

旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準  
に関する条例の一部を改正する条例

旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する  
条例（平成15年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正す  
る。

題名を次のように改める。

旅館業法施行条例

第1条中「この条例は、」の次に「旅館業法（昭和23年法律第13  
8号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第  
2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ  
。）、第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項に  
おいて準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び第5  
条第3号並びに」を加え、「規定に基づき、」を「規定による」に  
改め、「基準」の次に「その他法の施行について必要な事項」を加  
える。

第7条を第11条とする。

第6条第1項中「別表第1第3項」を「別表第2第3項」に、「

別表第 2 第 3 項」を「別表第 3 第 3 項」に、「別表第 3 第 3 項」を「別表第 4 第 3 項」に改め、同条第 2 項中「別表第 3 第 3 項」を「別表第 4 第 3 項」に改め、同条第 4 項中「別表第 3 第 5 項」を「別表第 4 第 5 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「別表第 1 第 2 項第 3 号」を「別表第 2 第 2 項第 3 号」に、「別表第 2 第 4 項」を「別表第 3 第 4 項」に、「別表第 3 第 4 項」を「別表第 4 第 4 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 10 条とする。

3 省令第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる施設については、別表第 3 第 3 項に規定する基準は、適用しない。

第 5 条中「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同条を第 8 条とする。

第 3 条中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同条を第 7 条とする。

第 2 条中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同条を第 6 条とする。

第 1 条の次に次の 4 条を加える。

(社会教育施設等)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する

博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

- (3) 社会教育法（昭和24年法律第 207 号）に規定する公民館
- (4) 少年院法（昭和23年法律第 169 号）第 2 条第 1 項に規定する少年院
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第 7 号の規定による指定をしたときは、施設の名  
称、位置その他必要な事項を告示しなければならない。

（意見を求める者）

第 3 条 法第 3 条第 4 項に規定する条例で定める者は、次の各号に  
掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共  
団体の長（当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育  
委員会）
- (3) 前 2 号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁  
があるもの 当該監督庁
- (4) 前 3 号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者  
（衛生措置の基準）

第 4 条 法第 4 条第 2 項に規定する条例で定める措置の基準は、別

表第 1 のとおりとする。

(宿泊拒否の事由)

第 5 条 法第 5 条第 3 号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

別表第 4 中「(第 5 条)」を「(第 9 条)」に改め、同表第 1 項中「別表第 1 第 1 項」を「別表第 2 第 1 項」に改め、同表第 3 項中「別表第 2 第 4 項」を「別表第 3 第 4 項」に改め、同表第 4 項中「別表第 2 第 5 項」を「別表第 3 第 5 項」に改め、同表第 6 項中「別表第 1 第 8 項」を「別表第 2 第 8 項」に改め、同表を別表第 5 とする。

別表第 3 中「(第 4 条)」を「(第 8 条、第 10 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項)」に改め、同表第 1 項中「別表第 1 第 1 項」を「別表第 2 第 1 項」に改め、同表第 2 項第 8 号を削り、同表第 3 項中「別表第 1 第 3 項」を「別表第 2 第 3 項」に改め、同表第 4 項中「別表第 2 第 4 項」を「別表第 3 第 4 項」に改め、同表第 7 項中「別表第 1 第 8 項」を「別表第 2 第 8 項」に改め、同表を別表第 4 とする。

別表第 2 中「(第 3 条)」を「(第 7 条、第 10 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)」に改め、同表第 1 項中「別表第 1 第 1 項」を「別表第 2 第 1 項」に改め、同表第 2 項第 8 号を削り、同表第 3 項中「別

表第 1 第 3 項」を「別表第 2 第 3 項」に改め、同表第 4 項中「別表第 1 第 2 項第 3 号」を「別表第 2 第 2 項第 3 号」に改め、同表第 7 項中「別表第 1 第 7 項」を「別表第 2 第 7 項」に改め、同表第 8 項中「別表第 1 第 8 項」を「別表第 2 第 8 項」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 中「(第 2 条)」を「(第 6 条、第 10 条第 1 項及び第 4 項)」に改め、同表第 2 項第 3 号ア中「から見通すことを遮ることができる構造とし、かつ、」を「及び」に、「設備が」を「構造であること又は遮ることができる設備が浴室側に」に改め、同項第 8 号を削り、同項第 9 号を同項第 8 号とし、同表第 3 項第 1 号中「宿泊者」を「宿泊しようとする者」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設備機器が設けられていないこと。

別表第 1 第 4 項第 2 号中「収容定員」を「全客室の収容定員の合計」に改め、同表第 5 項第 7 号中「水栓」の次に「又はシャワー」を加え、同表第 8 項中「(昭和 32 年法律第 177 号)」を削り、同表を別表第 2 とする。

附則の次に次の 1 表を加える。

#### 別表第 1 (第 4 条)

- 1 宿泊しようとする者と面接すること。
- 2 営業施設の内外は、1 日 1 回以上清掃すること。
- 3 各客室の収容定員は、規則で定める基準によること。
- 4 客室にくず紙入れ容器を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄したものを置くこと。

- 5 寝具類は、常に清潔にし、消毒を行い、敷布、掛襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客 1 人ごとに洗濯したものと取り替え、保管室等に衛生的に保管すること。
- 6 洗面用水に水道水（水道法（昭和32年法律第 177 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水をいう。）以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。
- 7 浴室等の管理は、規則で定める基準によること。
- 8 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 9 営業施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の旅館業法施行条例（以下「新条例」という。）第 6 条から第10条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の旅館業法（昭和23年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設について適用し、施行日前の同項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設及びこの条例の施行の際現に存する旅館業の施設（以下「既存旅館業施設等」という。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に存する旅館業の施設を利用して新たに旅館業を営むための旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可の申請に係る当該施設の構造設備の基

準は、なお従前の例による。

- 4 附則第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条若しくは第 6 条の 2 の規定による確認を受け、又はこれらの確認の申請を行っている旅館業の施設で、平成 26 年 4 月 1 日までに旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可の申請を行うものの構造設備の基準は、なお従前の例による。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、既存旅館業施設等及び前 2 項に規定する施設を施行日以後に改修する場合には、当該改修する部分に限り、新条例第 6 条から第 10 条までの規定を適用する。

#### 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、旅館業の衛生措置に関する基準等を定めるため、旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準  
に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

旅館業法施行条例  
旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準  
に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法  
」という。）第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3  
条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 3  
条第 4 項（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準  
用する場合を含む。以下同じ。）、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3  
号並びに旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」  
という。）第 1 条第 1 項第 11 号、第 2 項第 10 号、第 3 項第 7 号及  
び第 4 項第 5 号の規定による——旅館業の施設の構造設備の基準  
規定に基づき、  
その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（社会教育施設等）

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する条例で定める施設は、次  
のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する  
図書館
- (2) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する  
博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する公民館
- (4) 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 2 条第 1 項に規定する

少年院

(5) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校

(6) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園

(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第 7 号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示しなければならない。

（意見を求める者）

第 3 条 法第 3 条第 4 項に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長（当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会）

(3) 前 2 号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁

(4) 前 3 号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者

（衛生措置の基準）

第 4 条 法第 4 条第 2 項に規定する条例で定める措置の基準は、別表第 1 のとおりとする。

（宿泊拒否の事由）

第 5 条 法第 5 条第 3 号に規定する条例で定める事由は、次のとお

りとする。

(1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第 6 条 政令第 1 条第 1 項第 11 号に規定する条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第 2のとおりとする。  
第 2 条 別表第 1

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第 7 条 政令第 1 条第 2 項第 10 号に規定する条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、別表第 3のとおりとする。  
第 3 条 別表第 2

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第 8 条 政令第 1 条第 3 項第 7 号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、別表第 4のとおりとする。  
第 4 条 別表第 3

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第 9 条 政令第 1 条第 4 項第 5 号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第 5のとおりとする。  
第 5 条 別表第 4

(基準の特例)

第 10 条 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる施設については、別表第 2 第 3 項及び第 4 項、別表第 3 第 3 項並びに別表第 4 第 3 項に規定する基準は、適用しない。  
第 6 条 別表第 3 第 3 項

2 省令第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設については、別表第 4 第 3 項に規定する基準は、適用しない。  
別表第 3 第 3 項

3 省令第5条第1項第5号に掲げる施設については、別表第3第3項に規定する基準は、適用しない。

$\frac{4}{3}$  第1項の施設については、別表第2第2項第3号から第5号まで、第5項及び第6項、別表第3第4項から第6項まで並びに別表第4第4項から第6項までに規定する基準により難しい場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

$\frac{5}{4}$  第2項の施設については、別表第4第5項及び第6項に規定する基準により難しい場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第11条 (本文省略)  
第7条  
別表第1 (第4条)

- 1 宿泊しようとする者と面接すること。
- 2 営業施設の内外は、1日1回以上清掃すること。
- 3 各客室の収容定員は、規則で定める基準によること。
- 4 客室にくず紙入れ容器を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄したものを置くこと。
- 5 寝具類は、常に清潔にし、消毒を行い、敷布、掛襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替え、保管室等に衛生的に保管すること。
- 6 洗面用水に水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。

- 7 浴室等の管理は、規則で定める基準によること。
- 8 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 9 営業施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。

別表第 2 (第 6 条、第 10 条第 1 項及び第 4 項)

別表第 1 (第 2 条)

(第 1 項省略)

2 客室の基準

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室又はシャワー室の内部を当該客室及び  
から見通すことを  
遮ることができる構造とし、かつ、  
すことを遮ることができる構造であること又は遮ることが  
できる設備が浴室側に設けられていること。

(イからカまで及び第 4 号から第 7 号まで省略)

- (8) 中央管理方式の自動施錠装置、エアシュートその他の附帯  
設備が設けられていないこと。

(8) (本文省略)

3 玄関帳場の基準

- (1) 宿泊しようとする者  
宿泊者  
たものであること。

(第 2 号省略)

- (3) 宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設  
備機器が設けられていないこと。

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

## 4 ロビーの基準

次の要件を満たすロビーが設けられていること。

(第 1 号省略)

- (2) 規則で定める方法により算出された次の表の左欄に掲げる 全客室の収容定員の合計 の区分に応じ、それぞれ同表の右欄 収容定員 に定める面積以上の面積を有すること。

<u>全客室の収容定員の合計</u> 収容定員	面 積
(省 略)	

## 5 共同用の入浴設備の基準

共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備が、次の要件を満たすものであること。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

- (7) 適当な広さの脱衣室並びに適当な数の上がり湯栓及び水栓 又はシャワー が設けられていること。

(第 6 項及び第 7 項省略)

## 8 給水設備の基準

水道法 ~~（昭和 32 年法律 177 号）~~ 第 3 条第 9 項に規定する給水装置以外の給水設備を設けて飲料水を供給する場合は、同法第 4 条に規定する水質基準に適合する水を供給することができる設備が設けられていること。

別表第 3（第 7 条、第 10 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）  
別表第 2（第 3 条）

## 1 外観の基準

別表第 2 第 1 項  
別表第 1 第 1 項 の規定に該当すること。

## 2 客室の基準

(第 1 号から第 7 号まで省略)

---

(8) 中央管理方式の自動施錠装置、エアシュートその他の附帯  
設備が設けられていないこと。

3 玄関帳場の基準

別表第 2 第 3 項  
別表第 1 第 3 項の規定に該当すること。

4 入浴設備の基準

客室に設けられる入浴設備にあつては別表第 2 第 2 項第 3 号  
別表第 1 第 2 項第 3 号  
の規定に、共同用の入浴設備にあつては同表第 5 項の規定に該  
当すること。

(第 5 項及び第 6 項省略)

7 寝具、寝衣等の保管室の基準

別表第 2 第 7 項  
別表第 1 第 7 項の規定に該当すること。

8 給水設備の基準

別表第 2 第 8 項  
別表第 1 第 8 項の規定に該当すること。

別表第 4 (第 8 条、第 10 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項)  
別表第 3 (第 4 条)

1 外観の基準

別表第 2 第 1 項  
別表第 1 第 1 項の規定に該当すること。

2 客室の基準

(第 1 号から第 7 号まで省略)

---

(8) 中央管理方式の自動施錠装置、エアシュートその他の附帯  
設備が設けられていないこと。

3 玄関帳場の基準

別表第 2 第 3 項  
別表第 1 第 3 項の規定に該当する玄関帳場が設けられている  
こと。

4 入浴設備の基準

別表第 3 第 4 項  
別表第 2 第 4 項の規定に該当すること。

(第 5 項及び第 6 項省略)

7 給水設備の基準

別表第 2 第 8 項  
別表第 1 第 8 項の規定に該当すること。

別表第 5 (第 9 条)  
別表第 4 (第 5 条)

1 外観の基準

別表第 2 第 1 項  
別表第 1 第 1 項の規定に該当すること。

(第 2 項省略)

3 入浴設備の基準

別表第 3 第 4 項  
別表第 2 第 4 項の規定に該当すること。

4 洗面設備の基準

別表第 3 第 5 項  
別表第 2 第 5 項の規定に該当すること。

(第 5 項省略)

6 給水設備の基準

別表第 2 第 8 項  
別表第 1 第 8 項の規定に該当すること。

**旅館業法 (抜粋)**

第 3 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 第 1 項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。) の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 第 2 条に規定する社会

教育に関する施設その他の施設で、前 2 号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

- 4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域内の施設につき第 1 項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第 46 条に規定する行政庁の意見を、前項第 3 号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

（第 5 項及び第 6 項省略）

第 3 条の 2 （第 1 項省略）

- 2 前条第 2 項（申請者に係る部分に限る。）及び第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第 2 項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第 3 条の 3 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 第 3 条第 2 項（申請者に係る部分に限る。）及び第 3 項から第

6項までの規定は、第1項の承認について準用する。

(第4項省略)

第4条 (第1項省略)

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

(第3項省略)

第5条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。